入札説明書

「群馬県電話医療通訳等実施業務」の委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日

令和８年３月９日（月）

２　調達内容

（１）調達件名　　群馬県電話医療通訳等実施業務

（２）業務内容　　群馬県電話医療通訳等実施業務

（３）履行期間　　契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

３　入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第 18 号。以下「規則」という。）第 170 条の２第３項の規定により作成された物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がＡ又はＢであること。

（３）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。

（４）　本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第２項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

（５）　入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

（６）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

（７）　資格者名簿の「営業品目」に「医療福祉」が含まれる者であること。

（８）　過去５年間に、同等の業務を請け負い、適正に履行した実績を有する者であること。

４　入札参加資格の確認

（１）この公告の入札の参加希望者は、３に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、様式１「入札参加申請書」及び様式２消費税等に係る「課税（免税）事業者届出書」（以下「申請書等」という。）を電子メールにより提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

ア　提出期限　　令和８年３月１９日（木）午後５時【必着】

イ　提出方法　　電子メールによる。

※件名を「群馬県電話医療通訳等実施業務：入札参加申込（●●※企業名）」とすること。

※電子メールに受信確認の設定、または、電話（下記ウ記載の電話番号あて）で電子メールの受信確認をすること。（電話受付時間：月～金曜日の午前８時30分～午後５時15分）

ウ　提出先　　〒371-8570　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号　群馬県庁 17 階
群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課　多文化共生係
電話：027-226-3394　メール：gunkurashi@pref.gunma.lg.jp

（２）入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和８年３月２４日（火）までに、電子メールにより通知する。

（３）入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を取り消すとともに、その旨通知する。

（４）その他

ア　提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

イ　提出された書類は返却しない。

５　入札執行の日時・場所等

（１）日時　　令和８年３月２６日（木）午前１１時 00 分

（２）場所　　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号　群馬県庁２１階２１１会議室

（３）その他

ア　入札の参加に当たっては、上記４（２）において電子メールで送付された「入札参加資格確認通知書」を印刷して持参すること。

イ　封筒の表に「群馬県電話医療通訳等実施業務委託入札書在中」と記載すること。

ウ　郵送により入札する場合は、書留郵便とし、令和８年３月２５日（水）正午までに、上記４（１）ウの場所に群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒にも「群馬県電話医療通訳等実施業務委託入札書在中」と朱書きにすること。

エ　入札者又は代理人が開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が欠席するときは、この入札事務に関係ないぐんま暮らし・外国人活躍推進課職員を立ち会わせる。なお、代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出すること。

6　入札方法等

（１）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）　入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。

（３）　入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

（４）　第１回の入札において落札者がいないときは、第２回目の入札を行うことがある。２回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

（５）　令和８年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について停止等を行うことがある。

（６）　当該入札の落札決定の効果は、令和８年４月１日に令和８年度予算発効時において効力を生ずる。契約の締結は令和８年４月１日とする。

7　入札保証金

群馬県財務規則第 173 条第１項第２号の規定に基づき免除する。

8　契約保証金

令和８年４月１日において、群馬県財務規則第 199 条第１項各号に該当する場合は免除する。
それ以外の場合は、群馬県財務規則第 198 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。

9　入札の無効

（１）　次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア　入札に参加する資格を有しない者の入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ　入札者が同一の入札について、２以上の入札書を提出したとき。

エ　入札に際し、不正の行為があったとき。

オ　その他、入札に関する条件に違反したとき。

（２）　無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

10　落札者の決定方法

群馬県財務規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引

かせることとする。

11　契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

12　入札説明書に関する質問受付期間等

応募を予定している事業者から、質問を次のとおり受け付けます。下記に則って質問を提出してください。

（１）受付期間　令和８年３月９日（月）～３月１９日（木）正午

（２）質問方法　電子メールにより様式３を提出する

※件名を「群馬県電話医療通訳等実施業務：質問事項（●●※企業名）」とすること。

※電子メールに受信確認の設定、または、電話（上記４（１）ウ記載の電話番号あて）で受信確認をすること。（電話受付時間：月～金曜日の８時 30 分～午後５時 15 分）

（３）提出先　上記４（１）ウに記載のとおり

（４）その他　質問に対する回答は、原則３日以内（土・日・祝日を除く）に回答する。
なお、公平性の確保のため、質問事業者名を非公開とした上で、入札参加申請書の提出があった全ての事業者へ回答を提供することがある。

13　その他

（１）入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（２）都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。